

埼玉県水土里情報協議会 規約

改正 平成23年9月1日

(目的)

第1条 この協議会は、情報化時代に対応した豊かで活力のある地域づくりを実現するため、県、市町村及び関係機関の協力を得ながら、埼玉県水土里情報システム（以下「システム」という）の円滑な運用・管理を行うとともに、正確な情報の提供、システム運用の透明性、公平性の確保を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 この協議会は、埼玉県水土里情報協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事業)

第3条 この協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 協議会の運営管理に関する事項
- (2) システムの運用に関する事項
- (3) システムの利用に関する事項
- (4) 基本情報図（地番図、地形図、オルソ図、地目、地番、地籍等）の管理・更新・提供に関する事項
- (5) データの共有化の推進に関する事項
- (6) その他目的達成に必要な事項

(会員)

第4条 この協議会は次の者をもって組織する。

- (1) 運営会員は、本協議会の運営に参画する。
埼玉県及び市町村、埼玉県農業会議、埼玉県農業協同組合中央会、埼玉県農業共済組合連合会、埼玉県土地改良事業団体連合会。
- (2) 利用会員は、本協議会の定めるところのシステムを利用する。
運営会員の関連組織（各農業委員会、土地改良区、農業共済組合、農業協同組合等）及び会員が主要構成員である協議会。

(役員)

第5条 この協議会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	1名
監事	1名
運営委員	若干名

- 2 役員は総会において選任するものとする。
- 3 役員任期は3年とする。ただし、補欠により就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。なお再任を妨げない。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は会務を総理し、会議の議長となる。
- (2) 副会長は、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠員のときはその職務を行う。
- (3) 監事は財産及び会計を監査する。

(総会)

第7条 会長は、毎年度通常総会を招集する。

- 2 総会は、運営会員の1/2以上が出席し、出席した会員の1/2以上の賛成で議事を決する。
- 3 運営会員が書面又は代理人をもって議決権、選任権を行使した場合は、出席とみなす。
- 4 次に掲げる事項は総会の議決を得なければならない。
 - (1) 事業計画および収支予算
 - (2) 事業報告および収支決算
 - (3) その他協議会の運営に関する重要な事項

(幹事会)

第8条 協議会に、事業の円滑な執行を図るため、幹事会を設ける。

- 2 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。
- 3 幹事会は、事業に関わる諸事項を協議し、会長に対し意見を上申する。

(顧問及び参加)

第9条 この協議会に顧問及び参加をおくことができる。

- 2 顧問及び参加は、総会に出席し、意見を述べるすることができる。
- 3 顧問及び参加は、会長が任命する。

(経費)

第10条 協議会の運営に要する経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) データ利用料
 - (2) 会費
 - (3) その他の収入
- 2 前項の会費は、データ提供費等と相殺することができる。

(システムの利用)

第11条 埼玉県水土里情報システム及びデータの利用は、原則として本会会員に限るものとする。

- 2 会員以外の利用は、運営会員が地域農業の振興等に必要と認めるときに限り承認するものとする。

(事務局)

第12条 この協議会の事務局は、埼玉県土地改良事業団体連合会内に置く。

(雑則)

第13条 この規約に定めのない事項については、会長の決するところによる。

(事業年度)

第14条 この協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

付 則 平成18年度選出の役員の任期については、平成21年3月31日までとする。
この規約は、平成18年6月15日から施行する。

付 則 規約は、平成20年9月18日から施行する。

付 則 規約は、平成23年9月1日から施行する。

埼玉県水土里情報協議会 運営会員名簿

平成26年5月1日現在

番号	名称	代表者	住所	電話	加入日	管内	市町村	改良区	その他
1	埼玉県農林部	高山 次郎	さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-824-2111	H18.6.15	全県			1
2	埼玉県農業会議	泉名 弘文	さいたま市浦和区高砂3-12-9	048-829-3481	H18.6.15	全県			1
3	埼玉県農業協同組合中央会	鯨井 武明	さいたま市浦和区高砂3-12-9	048-829-3302	H18.6.15	全県			1
4	埼玉県農業共済組合連合会	小森谷 武雄	さいたま市大宮区北袋町1-340	048-645-2141	H18.6.15	全県			1
5	埼玉県土地改良事業団体連合会	柴田 忠雄	熊谷市籠原南2-83	048-530-7360	H18.6.15	全県			1
6	熊谷市	富岡 清	熊谷市弥藤吾2450	048-524-1111	H18.6.15	大里	1		
7	東松山市	森田 光一	東松山市松葉町1-1-58	0493-23-2221	H19.10.24	松山	1		
8	深谷市	小島 進	深谷市仲町20-1	048-571-1211	H20.2.1	大里	1		
9	鴻巣市	原口 和久	鴻巣市中央1-1	048-541-1321	H20.6.3	さいたま	1		
10	桶川市	小野 克典	桶川市泉1-3-28	048-786-3211	H20.6.9	さいたま	1		
11	美里町	原田 信次	児玉郡美里町木部323-1	0495-76-1111	H20.7.25	本庄	1		
12	小鹿野町	福島 弘文	秩父郡小鹿野町両神薄2906	0494-75-1221	H20.8.26	秩父	1		
13	秩父市	久喜 邦康	秩父市熊木町8-15	0494-22-2211	H20.11.4	秩父	1		
14	吉見町	新井 保美	比企郡吉見町下細谷411	0493-54-1511	H21.9.14	東松山	1		
15	羽生市	河田 晃明	羽生市東6-15	048-561-1121	H21.10.29	加須	1		
16	本庄市	吉田 信解	本庄市本庄3-5-3	0495-25-1111	H21.11.30	本庄	1		
17	坂戸市	石川 清	坂戸市千代田1-1-1	049-283-1331	H22.1.7	川越	1		
18	春日部市	石川 良三	春日部市中央6-2	048-736-1111	H22.1.29	春日部	1		
19	上里町	関根 孝道	児玉郡上里町七本木982	0495-35-1232	H22.2.19	本庄	1		
20	久喜市	田中 暄二	久喜市下早見85-3	0480-22-1111	H22.11.4	春日部	1		
21	滑川町	吉田 昇	比企郡滑川町福田750-1	0493-56-2211	H22.12.14	東松山	1		
22	上尾市	島村 穰	上尾市本町3-1-1	048-775-5111	H22.12.27	さいたま	1		
23	鳩山町	小峰 孝雄	比企郡鳩山町大豆戸184-16	049-296-1211	H22.2.23	東松山	1		
24	長瀨町	大澤 芳夫	秩父郡長瀨町本野上1035-1	0494-66-3111	H23.3.7	秩父	1		
25	東秩父村	足立 理助	秩父郡東秩父村御堂634	0493-82-1221	H23.4.1	東松山	1		
26	ときがわ町	関口 定男	比企郡ときがわ町玉川2490	0493-65-1521	H23.10.12	東松山	1		
27	川島町	高田 康男	比企郡川島町平沼1175	049-297-1811	H23.12.12	東松山	1		
28	小川町	笠原 喜平	比企郡小川町大塚55	0493-72-1221	H24.2.1	東松山	1		
29	越生町	新井 雄啓	入間郡越生町越生900-2	049-292-3121	H24.3.8	川越	1		
30	幸手市	渡辺 邦夫	幸手市東4-6-8	0480-43-1111	H24.4.1	春日部	1		
31	行田市	工藤 正司	行田市本丸2-5	048-556-1111	H24.6.1	加須	1		
32	蓮田市	中野 和信	蓮田市大字黒浜	048-768-3111	H24.9.10	春日部	1		
33	三芳町	林 伊佐雄	入間郡三芳町大字藤久保1100-1	049-258-0019	H24.11.22	川越	1		
	小計						28	0	5

埼玉県水土里情報協議会 運営会員名簿

平成26年5月1日現在

番号	名称	代表者	住所	電話	加入日	管内	市町村	改良区	その他
34	嵐山町	岩澤 勝	比企郡嵐山町大字杉山1030-1	0493-62-0719	H24.12.7	東松山	1		
35	杉戸町	古谷 松雄	杉戸町清地2丁目9番29号	0480-33-1111	H25.7.16	春日部	1		
	小計						2	0	0
	合計						30	0	5

埼玉県水土里情報協議会 利用会員名簿

平成26年5月1日現在

番号	名称	代表者	住所	電話	加入日	管内	市町村	改良区	その他
1	大里用水土地改良区	柴田 忠雄	熊谷市宮前町2-44	048-521-0433	H18.6.15	大里		1	
2	荒川中部土地改良区	小島 進	深谷市人見482	048-571-0598	H19.10.5	大里		1	
3	庄内領用悪水路土地改良区	新井 孝次	春日部市下柳43-6	048-745-1045	H20.7.11	春日部		1	
4	川島町土地改良区	高田 康男	比企郡川島町白井沼99-1	0492-97-6767	H20.5.30	東松山		1	
5	神扇土地改良区	船川 由孝	幸手市戸島318	0480-48-0802	H20.6.12	春日部		1	
6	葛西・羽生領島中領土地改良区連合	井上 直子	幸手市戸島2-155	0480-47-3811	H20.6.13	春日部		1	
7	北川辺領土地改良区	柳田 英孝	北川辺町大字伊賀袋743-1	0280-62-2513	H20.6.16	加須		1	
8	神扇落悪水路土地改良区	上原 宗一	幸手市戸島318	0480-48-0915	H20.7.3	春日部		1	
9	元荒川土地改良区	野口 久作	さいたま市岩槻区新方須賀1160	048-799-0799	H20.8.5	春日部		1	
10	備前堀土地改良区	小坂 裕	騎西町大字騎西58-6	0480-73-1242	H20.8.5	加須		1	
11	名細第一土地改良区	平野 俊雄	川越市下小坂1013	0492-31-0700	H20.8.8	川越		1	
12	見沼代用水土地改良区	正能 輝夫	久喜市菖蒲町菖蒲65	0480-85-9100	H20.10.6	さいたま		1	
13	中条星宮土地改良区	中山 福壽	熊谷市上中条813	048-524-7100	H21.1.22	大里		1	
14	庄和北部土地改良区	遠藤 義信	春日部市立野498-2	048-748-0909	H21.4.10	春日部		1	
15	西吉見南部土地改良区	新島 久徳	比企郡吉見町南吉見122-4	0493-54-1003	H21.4.16	東松山		1	
16	埼玉北部土地改良区連合	清水 雅之	児玉郡神川町新宿125	0495-77-3500	H21.6.18	本庄		1	
17	新方領用悪水路土地改良区	中山 輝男	春日部市備後東6-11-22	048-735-0516	H21.2.26	春日部		1	
18	吉見領土地改良区	新井 保美	比企郡吉見町荒子1406	0493-54-1527	H21.5.1	東松山		1	
19	青毛堀用悪水路土地改良区	本多 健治	加須市花崎1-31-4	0480-65-3116	H23.6.28	加須		1	
20	備前渠用水路土地改良区	高田 博之	熊谷市弥藤吾2450	048-567-3115	H23.6.28	大里		1	
21	入間第二用水土地改良区	水村 治雄	川越市新宿町1-1-1	0492-42-1311	H23.7.12	川越		1	
22	新堀土地改良区	竹内 昭一	蓮田市黒浜3110-2	048-768-0957	H23.7.27	春日部		1	
23	葛西用水路土地改良区	井上 直子	幸手市戸島2丁目155	0480-47-3811	H24利用契約	春日部		1	
24	埼玉北部農業共済組合	泉 二良	熊谷市三ヶ尻322	048-533-8030	H21.4.28	埼玉北部			1
25	埼玉東部農業共済組合	並木 源榮	行田市大字下須戸913	048-559-1588	H21.5.1	埼玉東部			1
26	利根川水系土地改良調査管理事務所	管谷 晋	千葉県柏市根戸471-65	04-7131-7141	H21.7.1	全県			1
27	埼玉中部農業共済組合	小森谷 武雄	川越市大字久下戸3523-1	049-235-8711	H21.9.4	埼玉中部			1
28	関東農政局統計部	西岡 篤彦	さいたま市中央区新都心2-1	048-600-0600	H22.1.6	全県			1
29	生物系特定産業技術研究支援センター	堀江 武	さいたま市北区日進町1-40-2	048-654-7000	H22.12.20	さいたま			1
30	利根導水総合事務所	伊藤 保裕	行田市大字須加字船川4369	048-557-1501	H25.4.1	加須			1
31	中島用悪水路土地改良区	野口 一正	幸手市大字惣新田2600	0480-48-1215	H25.7.12	春日部		1	
32	新江川土地改良区	吉田孫兵衛	行田市大字南河原790	048-557-4100	H25.4.8	加須			1
	合計						0	24	8

別表

埼玉県水土里情報協議会の役員

平成25年4月30日

役職名	団体・機関名	氏名
会長	埼玉県土地改良事業団体連合会 常務理事	田嶋雄治
副会長	埼玉県農業会議 事務局長	高橋公敏
監事	埼玉県農業協同組合中央会 常務理事	矢作俊信
運営委員	春日部市 環境経済部 参事兼農政課長	土屋正昭
運営委員	熊谷市 産業振興部 農地整備課長	関口勝之

水土里情報データ利用料

1. データ利用料金

基本料（定額 20,000 円/年）と利用される市町村の農地面積（ha）に応じた面積割利用料（50 円/ha）を加えた合計額となります。ただし、200ha以下の場合は10,000 円となります。データ利用料金は利用する際、毎年必要となります。

例) ○○土地改良区 農地面積 A=300 ha の場合
利用料金=20,000 円/年（基本料）+ 15,000 円/年（面積割利用料）
=35,000 円（税抜き）

別表

埼玉県水土里情報協議会の会費

規約第10条により会費について次のとおりとする。

団体・機関名	金額
埼玉県農業会議	20,000円
埼玉県農業協同組合中央会	20,000円
埼玉県農業共済組合連合会	20,000円
埼玉県土地改良事業団体連合会	100,000円

水土里情報システム運営体制

